

議案第 4 7 号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 18 号及び第 19 号並びに第 5 条第 1 項第 1 号ア中「80 万円」を「80 万 9 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(審議資料)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 202 号）が令和 7 年 6 月 4 日に公布され、令和 7 年 7 月 1 日に施行されることに伴い、兵庫県福祉医療費助成制度における低所得判定基準が 80 万円から 80 万 9 千円に引き上げられることから、同基準を準用する市条例の低所得判定基準について、所要の改正を行うもの。